

# 「西原町のまちづくり」提案募集について！

西原町では、「まちづくり基本条例」に基づいて、町民及び町内関係団体から、まちづくりに関する提案を募集しています。

ハード事業、ソフト事業の区別は問いません。町全体に関わる幅広い考え方で、建設的なご提案をお待ちしています。沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）をはじめとする国、県の各補助制度の活用や、町政運営の参考とさせていただきます。ただし、提案書の返還や提案した事項に対する回答は行いませんので、ご了承ください。

なお、ご提案いただいたアイデアや提案が事業化された際に派生する一切の権利は、西原町が所有することになります。

## ○提案方法

提案書を直接、総務部企画財政課へお持ちいただくか、郵送、FAXまたはメールでの提出をお願いします。

※提案書の様式は総務部企画財政課で配布、または西原町ホームページからダウンロードできます。

※提案者の住所氏名は可能な限り記載してください。（匿名でも可能です。）

## ○提出期限 平成25年8月30日（金）

## ○提出先及びお問い合わせ

西原町役場 総務部企画財政課（政策係）  
 住所 〒903-0220 西原町字嘉手苅112番地  
 電話 098-945-4533（内線212） FAX 098-946-6086  
 Eメール koufukin@town.nishihara.okinawa.jp  
 西原町ホームページ  
<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

## 広報にしはら 500号 記念号企画 あなたが作る手作り広報『まちの話題』コンテスト& 西原の魅力・写真コンテスト 作品募集のお知らせ



広報にしはらは昭和41年に創刊号を発行して以来、平成25年10月号で500号の節目を迎えます。そこで、記念号の関連企画として、広報への参加と理解の推進を目指し、2つの部門でコンクールを実施します。お気軽に、どしどしご応募ください！

### その1 あなたが作る手づくり広報『まちの話題』コンテスト

- 募集内容**  
西原町内で身の回りに起こったできごと、家庭や地域の行事、イベント、西原町に関連する人物・物・団体等に関すること、その他、西原町に関する話題についての記事を作成し、西原町の魅力を紹介してください。
- 部門**  
(1) 一般の部：高校生以上  
(2) 児童・生徒の部：小学1年～中学3年
- 応募点数** 1人1点まで
- 作品の要件**  
記事となる文章（400字程度）と、絵、図または写真1点で構成。※データ入力、手書きとも可。
- 応募方法**  
作品に応募用紙を添え、メール、郵送、持参で提出。（応募用紙はホームページでダウンロード可）

**応募資格（共通）** 西原町在住、在学、在勤者、または上記の「募集内容」にしたがって作品を作成できる者で、表彰式（10月に開催予定）に出席できる者。

**【応募先】** 西原町役場 総務部企画財政課広報係：〒903-0220 西原町字嘉手苅112番地  
 メール：『まちの話題』コンテスト⇒ kouhou@town.nishihara.okinawa.jp（ファイルは5MB以下）  
 写真コンテスト ⇒ oki.nishihara@gmail.com（ファイルは20MB以下）

**【応募締切】** 平成25年8月26日（月） ※当日消印有効

**【表彰・入賞作品】** 作品の中から、最優秀賞、優秀賞等を決定。入賞作品は広報にしはら10月号（500号記念号）の記事に使用するほか、展示会（10月開催予定）で展示。また、入賞作品の応募者には賞状と副賞（図書券を予定）を贈り、展示会で表彰式を行う。

コンテストの詳細は、西原町ホームページをご覧ください。▶▶ お問い合わせ 総務部企画財政課 広報係 ☎945-5340

# 下水道接続工事の補助金がスタートします

## 公共下水道接続促進事業補助金交付制度

敷地内の排水設備工事（浄化槽などから下水道への切替工事）に補助金を助成する制度が、国の事業である沖縄振興公共投資交付金を活用して今年の7月から始まりました。

この制度を広く町民のみなさまに活用していただくことで、きれいな海や川を守り、快適な生活環境の向上を図るために、公共下水道への早めの接続をお願いします。

なお、下記表に記載されている建物が補助金の助成対象です。詳しい内容は西原町のホームページまたは建設部上下水道課へお問い合わせください。

合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽または、汲み取り式便所を設置している建物
工事費が5万円以上の場合 <b>5万円</b>	工事費が10万円以上の場合 <b>10万円</b>
工事費が5万円未満の場合 <b>工事にかかった金額</b>	工事費が10万円未満の場合 <b>工事にかかった金額</b>

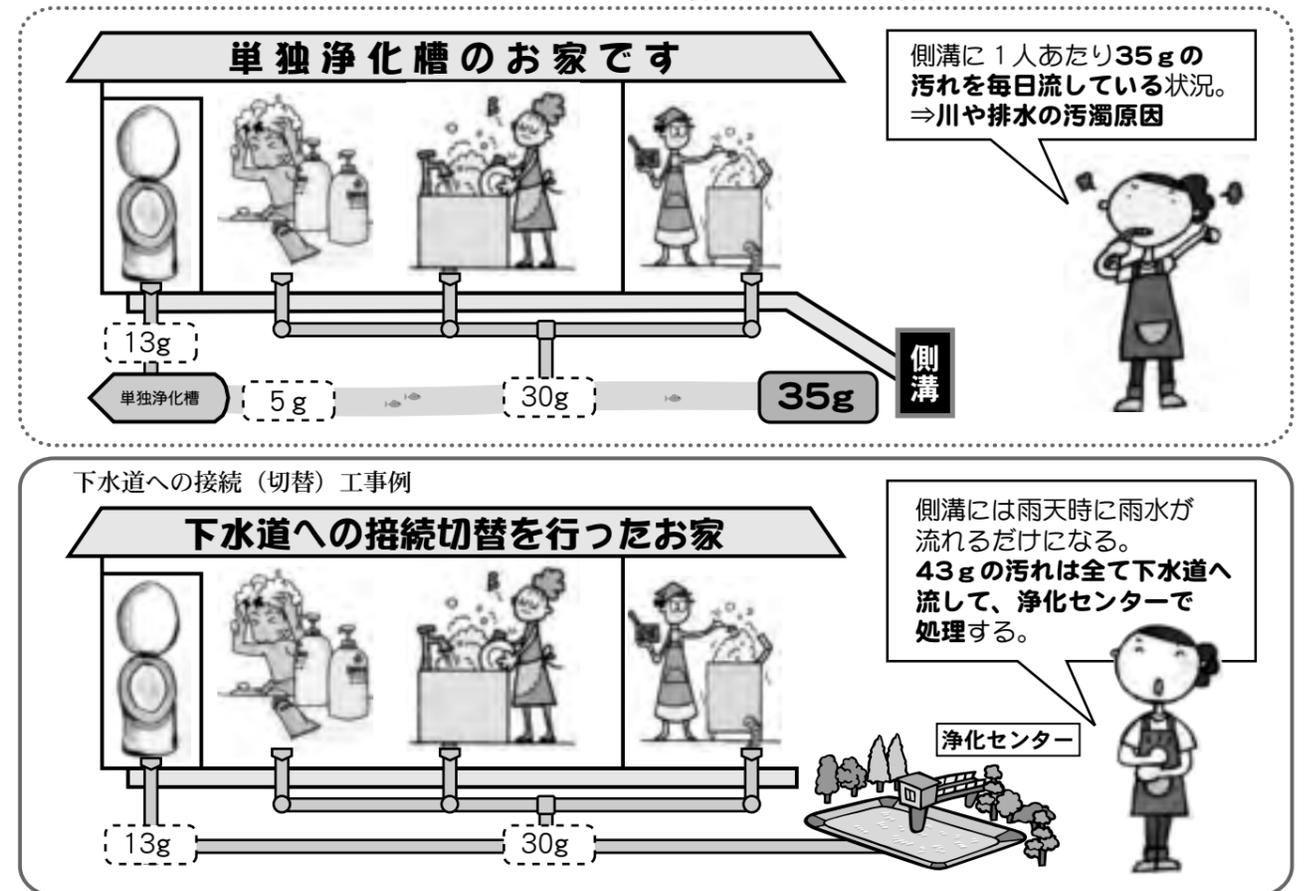
※新築建物の工事は除きます。

※補助対象は、公共下水道への接続が可能になった日から3年以内（ただし、平成25年7月1日時点ですでに接続可能になっている区域では、その日から3年以内）に申請された、補助要綱の条件に合うものです。

詳しい内容は、建設部上下水道課下水道係へご確認ください。

## 数字(g)は、1日1人あたりのBOD(\*) 負荷量を示します

(\*) BODとは、汚水をきれいにするために必要な酸素量。水の汚れ度合を表します。



お問い合わせ 建設部上下水道課 ☎945-4934